

令和6年度

第1回 学校運営協議会



運動会 R6.5.25

令和6年5月28日（火）

荒尾市立荒尾第一小学校

荒尾第一小学校 学校運営協議会委員名簿

令和6年4月1日～令和7年3月31日

	氏名	所属・役職	備考
1	田島 衆一	荒尾地区協議会 顧問	H25. 4. 1～
2	宮川 美香	荒尾市生活相談支援センター 自立支援員	H25. 4. 1～
3	宮地 典子	主任児童委員	H25. 4. 1～
4	小柳 昭幸	荒尾地区協議会 会長 社会教育主事補	H29. 4. 1～
5	嶋川 幸一	民生・児童委員 荒尾地区理事	H29. 4. 1～
6	高村 研一	一小校区元気作り委員会 環境部会 会員	H31. 4. 1～
7	田中 桃子	荒尾地区協議会 事務局長 一小校区元気作り委員会 交流部会 部会長	H31. 4. 1～
8	日高 洋子	元荒尾地区協議会事務局	H31. 4. 1～
9	宮本 雄一	一小校区元気作り委員会 交流部会 会員	R2. 4. 1～
10	沢村 秀二	宮内区長	R4. 4. 1～
11	成清 祐介	PTA会長	R4. 4. 1～
12	毛利 公輝	PTA副会長	R6. 4. 1～
13	山本 翔夢	地域学校協働活動推進員	R6. 4. 1～
14	高田 みゆき	校長	R4. 4. 1～
15	成松 省治	教頭	R6. 4. 1～
学校関係	勉強PJリーダー 気持ちPJリーダー 元気PJリーダー 事務局 主幹教諭	牛島 晋治 加藤 慈雲 梅田 祐子 定松 良彰	
相談役	那須ひろ美 : 荒尾市教育委員会学校教育課指導主事 柳田 修平 : 荒尾市教育委員会教育振興課学務係		

令和6年度 第1回学校運営協議会

令和6年5月28日（火）

進行（事務局・副会長）

- 1 開 会 19:00
- 2 あいさつ（校長）
- 3 委嘱状交付
- 4 教育長あいさつ
- 5 学校運営協議会の組織と役割について（教頭）
- 6 協 議
 - （1）会長・副会長の承認について（校長）
 - （2）会長あいさつ
 - （3）自己紹介
 - （4）令和6年度の活動計画について（事務局）
 - （5）各部の取組について（グループ協議）
 - （6）協議したことの報告（各部から→全体協議）
 - （7）その他
- 7 まとめ（会長）
- 8 諸連絡（事務局）
第2回学校運営協議会 7月2日（火）予定
- 9 閉 会 20:00予定

令和6年度 学校運営協議会

1 目標

- 校長のよき理解者、学校の応援団である。
- 地域住民や保護者の意見を集約して学校に伝えたり、学校の取組について地域住民や保護者に伝えたりする。
- コミュニティ・スクールからの広報・情報発信により、教師や保護者・地域への啓発活動を行う。


2 組織

学校 総 体 の 取 組	勉強上手な一小PJ ①授業の改善 熊本の学び、能動的に学び 続ける力の実現 ②学びの基盤づくり 基本的学習規律、家庭学習 と読書の習慣 ③体験活動・交流活動の充実 地域人材との連携協力	気持ちのよい一小PJ ①人権教育の推進 ②道徳教育の充実と日常化 ③生徒指導の充実	元気な一小PJ ①体力づくりの推進 ②安全教育・防災教育の推進 情報モラル教育の充実 ③食育の推進
	まなびづくり部	こころそだて部	くらしづくり部
目 的	児童の学習や生活面に対する諸問題、学習充実に対して解決策を出したり、学習ボランティアを出したりして支援を行う。	子どもたちの自治能力の育成を目指し、地域住民や保護者のコミュニティ・スクールへの理解を高めたり、地域の力を継承する人材を育成したりする。	児童の生活や家庭環境に関する諸問題に対して解決策を出したり、家庭・地域に対し学校運営協議会の活動を伝えたりする。
活 動 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・学習ボランティアの募集と充実（教科指導・総合的な学習の時間・クラブ等） ・児童の年間活動計画に対する学習支援年間計画作成 ・新しい学習ボランティアの入り方の提案 ・学習充実に対する意見交換 ・特別支援教育に関する研修会 ・夏休みふれあい学習会計画など 	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちへの人間関係づくりへの支援（グループエンカウンター等） ・人権教育に関する研修会 ・本校「家庭学習のきまり」実践支援 ・家庭教育や児童の生活に関する意見交換 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・海陽中校区子育てモデル（荒尾っ子のできたらいいね）の実践支援 ・学校運営協議会からの情報発信 ・地域行事への児童の参加及び学校としての取組への支援 ・人材発掘・育成に関する意見交換 <p style="text-align: right;">など</p>
部 員	日高 宮地 小柳 嶋川 高田	田中 沢村 宮本 成清 成松	田島 毛利 宮川 高村 山本 定松
学 校	勉強PJリーダー 牛島	気持ちPJリーダー 加藤	元気PJリーダー 梅田
			事務局 定松

3 今後の予定

回	期 日	内 容
第1回	5月28日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ○委嘱状交付 ○昨年度の成果と課題 ○学校運営協議会の組織と役割 ○学校の運営方針等 ○地域連携防災避難訓練について
	6月12日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ○地域連携防災避難訓練(引き渡し訓練)
第2回	7月2日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ○授業参観(5校時)と意見交換(6校時) ○各部の取組について計画
各部会	7月～9月…各部の活動内容について、必要に応じて実施	
第3回	9月19日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ○児童の学校生活、学校運営協議会の活動報告 ○各部の活動報告、反省 ○音と光の祭典(9月28日)について
各部会	10月～11月…各部の活動内容について、必要に応じて実施	
第4回	11月28日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ○児童の学校生活、学校運営協議会の活動報告 ○各部の活動報告、反省
各部会	12月～2月…各部の活動内容について、必要に応じて実施	
第5回	2月20日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ○児童の学校生活、学校運営協議会の活動報告 ○各部の活動報告、反省 ○1年間の成果と反省

令和6年度 荒尾市立荒尾第一小学校 学校運営協議会活動計画

部会	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
まなびづくり部		運営協議会	地域連携防災避難訓練 地域公開授業参観	運営協議会	ふれあい学習会	運営協議会	部会	運営協議会	公開授業	部会	運営協議会	
 学力充実タイム 6月～2月 月1回（低学年・金曜日5時間目 中・高学年・金曜日6時間目） 学習ボランティア（家庭科・生活科・総合的な学習など）年間を通して												
こころそだて部		運営協議会 はるかのみわり絆プロジェクト（2年）	地域連携防災避難訓練	運営協議会	部会	運営協議会	部会	運営協議会	公開授業	部会	運営委員会 地域連携人権啓発授業	
くらしづくり部		運営協議会	地域連携防災避難訓練	運営協議会	部会	運営協議会	部会	運営協議会	公開授業	部会	運営委員会	
地域・学校協働活動		（3年）一小校区について調べよう	（2年）町たんけん（4年/5年）まじゃく釣り・地域清掃活動	サマースクール（全学年）		（3・6年）音と光の祭典 （3年）荒尾なしについて調べよう	（5年）海里の応援隊	（5年）荒尾市文化祭 （6年）戦争時の一小校区について	（1年）チューリップの球根を植えよう	（3年）昔のくらしを聞き取ろう	（1年）昔遊びをしよう （5年）里海サミットをしよう	

5

荒尾市学校運営協議会規則

平成 25 年 1 月 25 日教育委員会規則第 1 号

荒尾市学校運営協議会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 47 条の 5 の規定に基づき設置する学校運営協議会(以下「協議会」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 荒尾市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、地域に信頼される学校づくりを実現するため、市立学校(荒尾市立学校条例(昭和 39 年条例第 20 号)別表に規定する小学校及び中学校をいう。以下「学校」という。)の学校運営に関して協議する機関として、学校を指定し、協議会を設置することができる。

(指定)

第 3 条 教育委員会は、協議会の設置により次に掲げる事項を達成できると認められるときは、前条の規定による学校の指定(以下「指定」という。)をすることができる。

- (1) 教育方針等、学校運営に地域のニーズを的確に反映すること。
- (2) 地域の創意工夫により特色のある学校づくりを推進すること。
- (3) 保護者及び地域住民が学校と協働し、責任をもって学校づくりを進めること。

2 教育委員会は、指定をしようとする学校の校長、保護者及び地域住民の意向を踏まえ、当該指定を行うものとする。ただし、第 6 項の規定による申請があった場合の校長の意向については、この限りでない。

3 教育委員会は、指定をしたときは、当該指定をした学校にその旨の書面を交付するものとする。

4 指定の期間は 2 年とし、再指定をすることができる。

5 前項の指定の期間により難しいときは、教育委員会が別に定める。

6 指定を受けようとする学校の校長は、教育委員会に当該指定の申請をすることができる。

7 教育委員会は、前項の申請が行われたときは、その申請が行われた日から 60 日以内に指定の可否を決定しなければならない。

8 教育委員会は、前項の指定の可否を決定する場合において必要と認めるときは、当該申請を行った学校の校長及び関係者から意見を聴取することができる。

9 教育委員会は、第 6 項の申請が行われた場合において指定を行わないときは、当該申請を行った学校の校長に対して、その理由を示さなければならない。

(所管事項)

第 4 条 指定を受けた学校(以下「指定学校」という。)の校長は、次に掲げる事項について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

- (1) 教育課程の編成に関すること。
- (2) 学校経営計画に関すること。
- (3) 組織編制に関すること。

(4) 学校予算の編成及び執行に関すること。

(5) 施設の管理、整備等に関すること。

2 指定学校の校長は、前項の規定により承認された基本的な方針に従って学校運営を行うものとする。

3 教育委員会は、第1項の承認が得られないときは、協議会の委員の意見を聴取して暫定的な措置を定めることができる。この場合において、当該措置は、承認が得られるまでの間効力を有するものとする。

4 指定学校の校長は、協議会に対して、第1項各号に掲げる事項について毎年度の運営実績を報告するものとする。

(意見の申出)

第5条 協議会は、当該指定学校の運営全般について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

2 協議会は、当該指定学校の職員の採用その他の任用に関する事項について、教育委員会を経由し、熊本県教育委員会に対して意見を述べるができる。

(委員の任命等)

第6条 協議会の委員(以下「委員」という。)は15人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(1) 当該指定学校に在籍する生徒又は児童の保護者

(2) 当該指定学校の所在する地域の住民

(3) 当該指定学校の校長

(4) 当該指定学校の教職員

(5) 学識経験を有する者

(6) 関係行政機関の職員

(7) その他教育委員会が適当と認める者

2 当該指定学校の校長以外の委員については、当該指定学校の校長が教育委員会に推薦することができる。

3 教育委員会は、前項の推薦があったときは、これを尊重して委員の選考を行うものとする。ただし、当該推薦のあった者以外の者を選考することを妨げない。

4 委員は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第2号に規定する特別職の非常勤職員とする。

一部改正〔令和2年教委規則1号〕

(禁止事項)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。委員を退いた後も、同様とする。

2 委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 委員としてふさわしくない非行

(2) 営利行為、政治活動、宗教活動等に委員としての地位を利用すること。

(3) 協議会及び当該指定学校の運営に著しい支障を来す言動を行うこと。

(任期)

第8条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第9条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。ただし、当該指定学校の校長及び教職員は、会長となることができない。

2 会長は、協議会の会議(以下「会議」という。)を招集し、その議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(議事)

第10条 協議会は、会長が開催日の7日前までに議案を示して招集する。ただし、緊急を要する場合においては、この限りでない。

2 協議会は、過半数の委員の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の3分の2以上で決する。

4 議決事項について利害を有する委員は、当該議決事項に関して議決権を有しない。

5 会長は、会議録を調製し、保管しなければならない。

(会議の公開)

第11条 会議は、次に掲げる場合を除き公開する。

(1) 当該指定学校の職員の採用その他の任用に関する事項について審議する場合

(2) その他特別な事情により協議会が必要と認めた場合

2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ会長に申し出なければならない。

3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(研修)

第12条 教育委員会は、委員に対して、協議会及び委員の役割及び責任について、正しい理解を得るために必要な研修を行うものとする。

(指導及び助言)

第13条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応じて協議会に対して指導及び助言を行うものとする。

2 教育委員会は、前項の指導及び助言を適切に行うため、教育委員会内に運営指導委員会を設けることができる。

3 教育委員会及び当該指定学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行えるよう、協議会に必要な情報の提供に努めなければならない。

(指定の取消し)

第14条 教育委員会は、前条第1項の指導及び助言にもかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事由が発生したときは、指定を取り消さなければならない。

(1) 協議会としての活動の実態がないと認められるとき。

(2) 協議会としての合意形成が行えないと認められるとき。

(3) その他学校の運営に著しい支障が生じ、又は生じるおそれがあると認められるとき。

2 教育委員会は、指定の取消しをしようとする場合において、当該指定学校の校長及び委員が

ら弁明の機会を与えることを求められたときは、これを認めなければならない。

3 教育委員会は、指定を取り消すときは、当該指定学校の校長に取消し事由を明示した書面を交付しなければならない。

(委員の解任)

第15条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、委員を解任することができる。

(1) 本人から辞任の申出があったとき。

(2) 第7条第2項各号に反したとき。

(3) その他解任に相当する事由が認められるとき。

2 教育委員会は、委員を解任しようとする場合において、当該委員から弁明の機会を与えることを求められたときは、これを認めなければならない。

3 教育委員会は、委員を解任するときは、当該委員に対しその理由を示さなければならない。

(運営に関する評価と情報提供)

第16条 協議会は、当該指定学校の運営状況等について毎年度1回以上の評価を行うものとする。

2 協議会は、保護者、地域住民等に対して、積極的に活動状況を公開するなど情報提供に努めなければならない。

(運営等)

第17条 協議会は、法令及び教育委員会が定める規則並びに当該協議会の設置目的に反しない範囲において、その運営に必要な事項を定めることができる。

2 協議会は、法令及び教育委員会が定める規則並びに当該協議会の設置目的に反しない範囲において、教育委員会に届出の上、別の名称を用いることができる。

(その他)

第18条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年3月25日教委規則第1号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

荒尾市立荒尾第一小学校学校運営協議会規則（規約）

（学校運営協議会の設置と名称等）

第1条

本校に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

第47条の5の規定に基づく学校運営協議会を置き、荒尾市立荒尾第一小学校学校運営協議会（以下「協議会」という。）と称する。

- 2 協議会の委員（以下「委員」という。）の任命等、禁止事項及び任期については、荒尾市学校運営協議会規則（平成25年教育委員会規則第1号。以下「教育委員会規則」という。）第5条から第7条までの規定による。

（協議会の目的）

第2条

協議会は、本校が所在する地域の住民、本校児童の保護者及び学識経験者等（以下「地域住民等」という。）の学校運営への参画等を進め、学校と地域住民等との信頼関係を深めるとともに、児童のより豊かな人間性を育むことを目的とする。

（協議会の任務）

第3条 協議会は、次の各号に規定する任務を行う。

- （1） 本校の基本方針について承認をすること。
- （2） 学校運営、職員の採用及びその他の任用に関する事項について意見を述べること。
- （3） 学校運営について地域住民等の理解・協力・参画を促進すること。
- （4） 学校の運営状況等について毎年1回以上の評価を行うこと。
- （5） 地域住民等に対する情報提供に努めること。
- （6） その他協議会の目的達成のために必要と認められること。

（会長、副会長、事務局、その他）

第4条

教育委員会規則第8条の規定により、協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 会長は、必要に応じて協議会の会議を招集する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 事務局に本校職員をあて、議事の記録、企画推進のための連絡調整及び、情報発信等の協議会の事務を行う。
- 5 必要に応じて、部を設ける。

（委員の活動）

第5条 委員は、次の各号に規定する活動を行う。

- （1） 地域住民等の学校運営に係る情報の収集と当該情報の学校への提供
- （2） 学校行事等への参加による学校、地域及び家庭における児童の様子に係る情報の収集と当該情報の学校への提供。
- （3） 学校運営上の課題解決に係る地域住民等による学校支援の活動及び児童による地域貢献の活動に対する企画調整及び助言協力。
- （4） 学校関係者評価の実施と学校及び地域住民等への当該結果の周知。
- （5） 学校及び児童の状況並びに協議会の活動についての啓発。
- （6） その他協議会の目的達成のために必要と認められること。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

地域理念 人を愛し つながり合い ふるさとに生きる 人づくり

校訓 「正しく やさしく たくましく」

教育目標

地域に学び 未来を切り拓く 子どもの育成

《めざす児童像》～児童につけたい資質・能力～

- 主体性：自ら学び、考え、判断し、行動する子ども(ただしく)
- 共感力：自他を大切に、友達の思いに寄り添える子ども(やさしく)
- やり抜く力：目標に向かって粘り強くやり抜く子ども(たくましく)

《めざす学校像》

～児童の姿で結果を示す学校～

- 一人一人が自分らしさを発揮しながら、安心して学べる学校
- 仲間を大切に、ともに育つ学校
- 学ぶ環境が整備された学校
- 保護者・地域とともに歩む学校

< 関係法令等 >

- ・関係法規
- ・小学校学習指導要領
- ・熊本県教育大綱
- ・第3期くもまと「夢の懸け橋」教育プラン
- ・熊本の学び推進プラン
- ・県教育庁各課取組の方向等
- ・玉名教育事務所教育指導の重点
- ・荒尾市教育目標

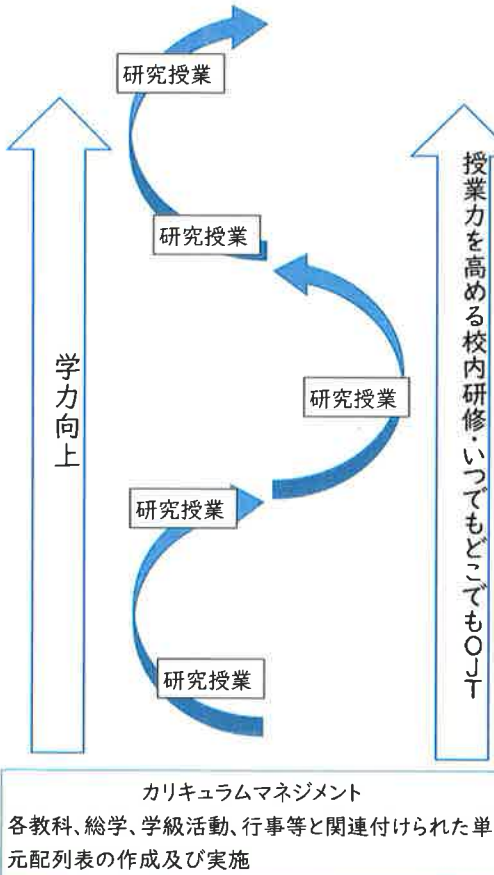
校内研究

校内研究テーマ

「子どもが学びの主体となる授業づくり」
～小版あらおベーシックの取組を通して～

《めざす教職員像》～チーム一小～

- 児童の思いに寄り添い、その可能性を伸ばす情熱と使命感にあふれた教職員
- 常に課題意識を持ち、指導力向上をめざし、互いに高め合う教職員
- 児童や保護者、地域に信頼され、連携・協働する教職員
- 組織の一員として個々の困り感に寄り添う組織対応のできる教職員



方針	人権尊重の精神を基底に、コミュニティ・スクールの特性を活かして家庭・地域・行政と連携し、未来に生きる児童の資質・能力を育成する。			
	重点目標	(1) 人権尊重の精神に立った学校づくり 安心と信頼にあふれ、高め合う学級づくり ○ 児童同士のつながりがあたたかい ○ 児童と教職員とのつながりがあたたかい ○ 組織体として教職員同士のつながりがあたたかい ○ 学校と家庭、地域、関係機関とのつながりがあたたかい (2) 「認め ほめ 励まし 伸ばし」→「鍛える」教育の実践 (3) 特別支援教育の充実 (4) 時を守り 場を清め 礼を尽くす (5) 地域連携の充実		
勉強上手な一小 PJ(まなび)		気持ちのよい一小 PJ(こころ)	元気な一小 PJ(からだ・くらし)	
学力の向上 (1) 授業の改善 ◎熊本の学び ◎「能動的に学び続ける力」の実現 (2) 学びの基盤づくり ◎基本的学習規律 ◎家庭学習と読書の習慣化 (3) 体験活動・交流活動の充実 ◎地域人材との連携協力		(1) 人権教育の推進 (2) 道徳教育の充実と日常化 (3) 生徒指導の充実	(1) 体力づくりの推進 (2) 安全教育・防災教育の推進 ◎情報モラル教育の充実 (3) 食育の推進	
自立支援チーム(学級経営 適応指導 生徒指導 特別支援ニーズなどへのサポート)				
学校運営議会				
まなびづくり部		こころそだて部	くらしづくり部	
保、小、中の連携	地域学校協働活動	地域	保護者	行政